参 議 院 総 務 委 員 会令和六年六月十八日

政府 は、 本法施行に当たり、 次の事項について適切な措置を講じ、 その運用に万全を期すべきである。

該当するか を及ぼす事態 本法によって創設する国と普通地方公共団体との関係等の特例の対象となる「国 :否かを判断する考え方を可能な限り明確にし、速やかに地方公共団体に周知するこ態」については、国と地方公共団体の認識や対応に違いが生じることのないよう、 方公共団体に周知すること。 |民の安全に重大 当該 な影

適 玉 诵 に努めること。この際、地方公共団体に過度な負担とならないよう十分に配慮すること。5のための要員の派遣などによって、関係地方公共団体との双方向での迅速かつ円滑な情報共有2切かつ効果的に対処できるよう、デジタル技術の積極的な利活用や、地方公共団体への情報収21民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、当11 いては、当該 大集及び T該事態 意思

との協議を行うなど、 この協議を行うなど、事前に関係地方公共団体等と十分に必要な調整を行うこと。生命等の保護の措置に関する指示を行うに当たっては、状況に応じて、あらかじ 状況に応じて、あらかじめ関係地 方公共団

匹、 るために必要最小限 2制定又は改正するいとまがない場合であって、生命等の保護の措置に関する指示については、 いと認められる場合に限定してこれを行うようにすること。また、当該指示の内容は、目的を達成意定又は改正するいとまがない場合であって、かつ、当該指示以外の措置では目的を達成することが一命等の保護の措置に関する指示については、地方公共団体の自主性及び自立性に極力配慮し、個別に のものとするとともに、 地方公共団体の意見や地域の実情を適切に踏まえたもの 目的を達成す

五、 すること。また、 ともに、国会報告の の意見を聴いた上で十分な事後検証 生命等の 制上の措置を講ずること。 \mathcal{O} 措 当該指 iで十分な事後検証を行い、その結果に基づいて、迅速に個別法の規定の整備に係る必T該指示について、同様の指示が再度行われることのないよう、地方公共団体等の関係2内容については、国会における検証と個別法に関する議論に資するものとなるように 置 12 関 する指示を行 った場合には、その旨及びその内容を速やか に国会に 報告すると

する経費の ^る経費の財源や必要な人材を適切に措置するなど、国が責任をもって当該地方公共団体を支援すること。生命等の保護の措置に関する指示に基づき、地方公共団体が事務を処理する場合にあっては、これに要

玉 県による応 行 個別法によること。 民 わ \mathcal{O} 安全に れる場合においては、応援や職員の派遣を行う側法によること。なお、個別法による措置を含めた内 .よること。なお、個別法による措置を含めた応援の要求又は指示並びに職員の派遣のあっせ.援の要求及び指示並びに職員の派遣のあっせんについては、個別法による措置が可能な場合に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、国又は都道 の地方公共団体の実情を適切に踏まえること。

など本法 総務 要求 1の適 正 |な実施の確保を図ること。||示が、各大臣により独断的・一方的に行われることがないよう、運用の考え方を周知する||示が、各大臣により独断的・一方的に行われることがないよう、運用の考え方を周知する応国と地方公共団体との対等な関係を踏まえ、各大臣による地方公共団体の長等に対する応

各大臣 員 派 遣 による職員 \mathcal{O} 円 滑 お実施 (施を確保するために必要な措置(の派遣のあっせんについては、 置を講ずること。 総務大臣が事前 \mathcal{O} 調 整に協力するなど、 あ 5,0 せん

本法 例も踏まえ 態発生市 \mathcal{O} 規定に基づく応 町村等 町村等への応援や職員の派遣を適時適切に行うため、これに要する経費を負担する地方公共団体に対し、基づく応援や職員の派遣が行われる場合にあっては、 各地 適切な財政 これ までの災害時や感染症まん 方公共団 措置等を講ずること。 |体における多様な職 ま一時 種

 \mathcal{O} 11 職員 必要な検討を行うこと。 の充実を図ることや、 道 府 県 市 町村の 連携等による広 域的 な人材 \mathcal{O} 確保及び 活用 在 り方に 0

十一、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態に的確かつ迅速に対処するためには、その前提として、 共団体の規模 への権限移譲を始め、更なる権限移譲を推進すること。団体の規模・能力に応じ、適切に権限が配分されている必要があることに鑑み、 都道 府県から 地方

置するとともに、既に地方公共団体情報システムの標準化等により、地方公共団体に大きな負担が生じて十二、公金収納のデジタル化に伴う各地方公共団体のシステム改修については、国が必要な財源を確実に措 ることに鑑み、過度な負担を強いることとならないよう留意すること。

十三、地方公共団体が、サイバーセキュリティの確保の方針を定め、必要な措置を講ずるに当たっては、一 人材の確保・育成等の取組を支援することにより、地方公共団体の情報セキュリティの向上を図ること。定の水準を確保するために関係行政機関や関係団体と連携・協力し、知見の共有や研修の充実、デジタル

十四、 うことも含め、 の他適正な運営を確保するため、事前及び事後チェックを適確に行えるよう、 弾力的な運用を可能とする特例を設けることに鑑み、指定に係る団体の民主的で透明性の高指定地域共同活動団体制度の創設に当たっては、行政財産の貸付や随意契約による事務委 市町村に対して必要な助言を行うこと。 「活動団体制度の創設に当たっては、行政財産の貸付や随意契約による事務委託に関し 地方議会が一定の役 1 ・運営そ

題の解決に向 指定地 適 切ない 向けた取組を持続的に実践する団体に対し、市町村が十分な支援を行うことができるよう、域共同活動団体としての指定の有無にかかわらず、地域住民が中心となって形成され、地域 財 政措置を講ずること。 課

右決議する。